田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上 次

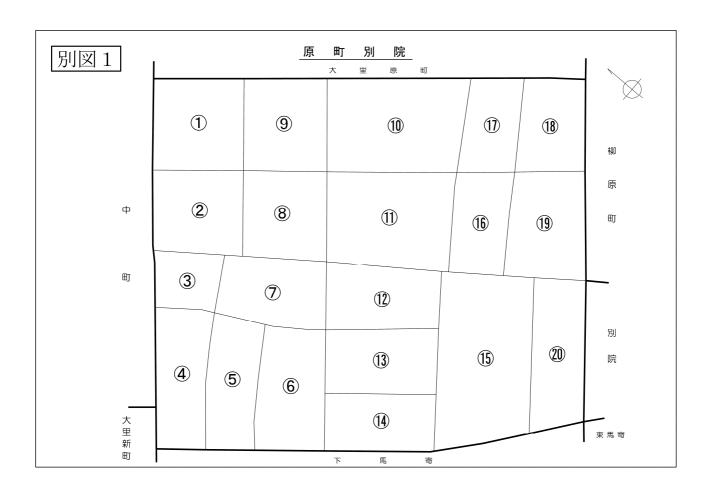
◆ 告 示 ページ
○ 街区の区域変更及び増設【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】
② 道路の区域変更【建設局総務部管理課】
4
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】
5
◆ 公 告
○ 大規模小売店舗の廃止の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】

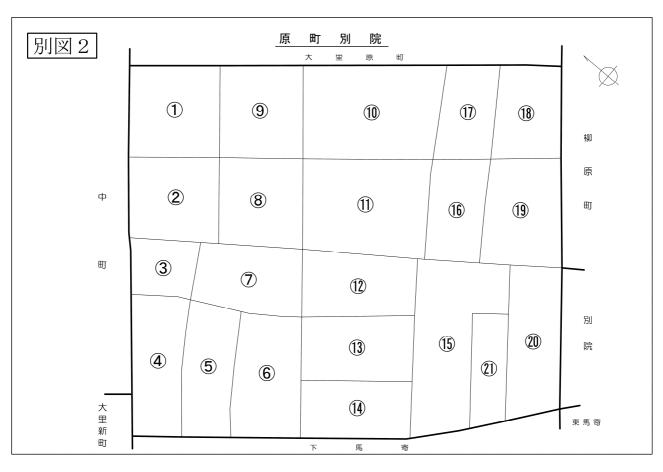
北九州市告示第77号

北九州市住居表示に関する条例(昭和41年北九州市条例第4号)第2条の規定により、別図1の北九州市門司区原町別院15番の街区の区域を別図2のとおり変更するとともに、別図1の同区原町別院の区域について別図2のとおり街区を増設し、平成31年3月13日から実施するので告示する。

平成31年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治





北九州市告示第78号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成31年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1 2 9 9	市瀬22 号線	前	八幡西区市瀬二丁目532 番2から 八幡西区市瀬二丁目533 番3まで	5. 0 ~ 5. 5	27.0
		後	八幡西区市瀬二丁目532 番2から 八幡西区市瀬二丁目533 番3まで	5. 6 ~ 9. 0	27.0

北九州市告示第79号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のと おり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成31年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号 路線	線名 供用開始の区間	供用開始の期日
1299 市瀬 号線	22八幡西区市瀬二丁目53番2から八幡西区市瀬二丁目53番3まで	

北九州市公告第150号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルショク白銀店 北九州市小倉北区白銀一丁目4番12号
- 2 大規模小売店舗を設置する者 株式会社サンリブ 北九州市小倉南区葛原二丁目14番1号 代表取締役 佐藤秀晴
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,368平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計0 平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる 日

平成31年2月28日

- 6 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 7 届出年月日平成31年2月27日